

県立茅ヶ崎北陵高等学校の部活動の方針

県立茅ヶ崎北陵高等学校では「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則り、「県立茅ヶ崎北陵高等学校の部活動の方針」を策定した。

また、本方針では、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用することとした。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針と策定の趣旨等

- ア 校長は、本校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営の方針を検討し作成する。
- イ 顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。
- ウ 部活動顧問は活動方針や活動時間、場所、年間の経費等について保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、保護者説明会等を設けるなど、適切な機会を設け説明することが望ましい。
- エ 校長は、活動方針や活動計画（活動日、休養日、参加予定の大会日程等）を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいが、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。
- イ 校長は、生徒数、部活動指導員等の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点を踏まえ、部活動数の適正化等を行うこと。
- ウ 部活動顧問は複数名配置することが望ましく、部活動顧問間や部活動インストラクター等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。
- エ 部活動顧問は、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。
- オ 部活動顧問は日常の運営、指導に関して、校長の指導・監督のもと、部活動顧問の間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努めること。
- カ 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等も含め、幅広い役割を担うこと。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶することが重要である。

3 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒の過度の練習を行なうことに起因する障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保することが必要である。

(1) 休養日の設定について

休養日の設定に当たっては次のとおり、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。

1 休養日の設定に当たっての具体的な運用について

- (1) 各部活動の状況により、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日を設けることは難しいことから、別の日に振り替えることも可能とする。
- (2) 年間 52 週と考え、平日及び週休日各 52 日以上に相当する休養日の設定を原則とし、年間 104 日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも 1 日以上休養日を設定するようにする。
- (3) 長期休業中の休養日の設定については、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるように努める。

2 平日並びに週休日の考え方

- (1) 平日は、課業日を指す。
- (2) 週休日（祝日等を含む）は、土日祝日及び長期休業期間等の課業日以外を指す。

(2) 活動時間について

1 日の活動時間は長くとも平日 2 時間程度、週休日 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、高等学校段階においては、各学校において、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることから、状況に応じて活動時間を設定すること。ただし、長時間にならないようにすること。

4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切である。

本校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努めること。

(2) 地域との連携等

校長は、生徒のスポーツ・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備に努めること。

また、校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。

5 大会等について

校長は、部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担にならないよう、参加する大会等を精査する。また、週休日の振替等を適切に実施するなど、引率する教員等の負担が過度とならないよう配慮すること。

6 取組の検証

本指針に示す本校の部活動に係る取組については、年度ごとに取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。

7 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。